

(略)

新宿区監査委員	國 井 政 利
同	平 井 光 雄
同	石 黒 清 子
同	木もと ひろゆき

新宿区職員措置請求について(通知)

令和7年1月8日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求(住民監査請求)については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人(19名)は、弁護士(2名)を請求代理人として、令和7年1月8日、新宿区監査委員に対し、次の要旨による住民監査請求を提出した。

(要旨)

神宮外苑第一種市街地再開発事業において区長が締結した「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に関する基本協定書」(以下「協定書」という。)及び「新宿区の土地使用に係る補償に関する覚書」(以下「覚書」という。)は、区議会の議決等の手続なく締結されたものであり、協定書において特別区道の廃止及び新規路線の認定を区議会の議決を経ずに本件事業の施行者に約束していることが道路法その他関係法規に反していること、協定書に守秘義務条項があり、区政の透明性を不当に害するものであること、協定書に事業が円滑に推進されるよう協力する旨の規定があり、権利変換計画申請における同意権が事実上強制されていること及び覚書の補償金の適正さが担保されていないことは、違法又は不当であるとし、特別区道の廃止の撤回並びに協定書及び覚書の撤回などの必要な措置を講じるよう勧告を行うことを求める。

2 却下の理由

本件請求において、請求人らが監査委員に対して請求する措置の内容は、本件請求書面から、特別区道の廃止に伴い区に財産上の損害が発生し又は発生しようとしていることが認められるため、これを防止するために必要な措置を講じるよう勧告を求めること、その余については、神宮外苑第一種市街地再開発事業に関して締結された協定書及び覚書に対する違法性又は不当性を旨とする主張である、と解した。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができることとされている。

そして、この事実を証する書面を添付する趣旨は、「事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成 21 年 6 月 30 日大阪高裁判決）とされている。

その上で、本件請求において請求人らが提出した事実証明書 3 点を検討した。(1)協定書は、それが存すること及び締結されていることを証するものに過ぎない。(2)覚書も同様であり、かつ、記載された補償金についても、区に対し財産上の損害を与える客観的事実を証するものではない。(3)区議会議員のブログ記事は、特定の政党の一つの立場からの主義主張を述べているものであって、区に対し財産上の損害を与える客観的事実を証する書面と解することはできない。したがって、これらの事実証明書は、いずれも本件請求に係る事実の違法性又は不当性を具体的に適示しているとは認められない。

加えて、住民監査請求における財務会計行為は、その行為が財産の財産的価値に着目し財務的処理を直接の目的としてなされるものを対象とするのであって、本件の特別区道の廃止及び新規路線の認定は財務会計上の財産管理行為には当たらないため、本件請求は法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第 5 項に定める監査を実施しない。